

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

一 電気通信事業法施行令の一部改正に関し、特定端末機器の修理の事業を行う者の登録申請手数料及び変更登録申請手数料の額を定めること。
(第一条関係)

二 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正に関し、登録外国適合性評価機関が技術基準適合認定等を行った特定端末機器を登録修理業者が修理した場合の電気通信事業法の適用について技術的読替えを定めること。
(第二条関係)

第二 施行期日

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行すること。